

第6章 習近平政権の目指す社会統治と世界秩序

小嶋 華津子

はじめに

米中の対立が、経済・貿易面の摩擦、先端技術、安全保障から統治のあり方、それを支える価値体系の領域に及ぶ全面的な対抗の様相を深めている。他方、欧米を中心とする世界の秩序形成を支えてきたリベラル・デモクラシーに基づく価値体系は、世界規模で後退ないし劣化しつつあることが指摘されている。同時に、情報通信技術の発展により、近代国民国家体系に基づく秩序も制度疲労を起こしているが、次なる秩序形成の方向性は見えてこない。

こうした中、新たな秩序構築に向け積極的な姿勢を示しているのが、中国である。後述するとおり、習近平政権の姿勢は、「西側」の価値観の流入に対する防御から、対抗規範としての「中国の特色ある統治モデル」の提示へと、世界の新たな秩序構築に向け攻勢に転じつつあるように見受けられる。

本稿では、習近平政権の姿勢にみられる防御から攻勢への変化を論じた上で、中国がどのような統治のあり方を世界に提示しようとしているのかを、社会統治に焦点を当てて分析する。

1. 習近平政権と「西側」の価値観

本節では、近年の中国の姿勢に見られる、「西側」の価値観に対する防御から、新たな価値体系の提示への変化を、習近平政権の動向に即して跡付けてみたい。

(1) 防御

(a) 「和平演变」への警戒

前胡錦濤政権の二期目には、国際社会における中国のプレゼンスの高まりと、国内の政治改革への機運の高まりを受け、民主・自由・人権といった価値を「普遍的価値」として受容すべきかどうかをめぐり、党内の改革派と保守派の間で議論が繰り広げられた。これらの価値を資本主義世界の専売特許ではなく、全人類の経済と社会の進歩をもたらすものとして肯定する改革派に対し、保守派は「普遍」とは、社会主義体制の転覆を目論む「西側」諸国が、自らの主張や要求を押し付ける覇権主義の煙幕にすぎないと断じ、議論は保守派の優勢のうちに幕が引かれた¹。

「和平演变（武力によらず、平和的手段によって体制を転覆させること）」への警戒心は、習近平政権が発足すると、露骨な政策となって表れた。政権発足早々に公布された「現在のイデオロギー領域の状況に関する通達」（2013年5月）は、党の権力を転覆させる七つの危険な思潮として、①「西側」の立憲民主主義、②「普遍的価値」、③公民社会（civil society）、④新自由主義、⑤「メディアの自由」など「西側」のメディア観、⑥歴史的「虚無主義」の宣揚、⑦改革開放への疑念を挙げ、これらの「誤った」思潮が国内に流入しないよう、思想・言論の統制とイデオロギー工作の強化を呼びかけるものであった²。

2013年6月には、中国人民解放军、中国社会科学院、中国現代国際関係研究院により、

教育宣伝用映画『較量無声』が製作された。本映画は、戦後アメリカが覇権を求め、NGOをつうじて世界各地で「和平演変」を実行してきた歴史を描いたものであった。同映画によれば、アメリカ政府は、全米民主主義基金（NED）、国際共和研究所（IRI）、フォード財団、カーター・センター、アジア基金会、インターニュースなどを通じて、各国のNGOや知識人ネットワークに影響力を行使し、「西側」の代理人を育成し、世論に影響を与えることにより、中東欧・中央アジア諸国のカラー革命、「アラブの春」からオキュパイ・セントラルまでを引き越してきた。アメリカの次なるターゲットは中国本土にあるとして、警戒を促すことこそ、同映画の趣旨であった。

(b) 「境外」NGO に対する統制

アメリカが「和平演変」を企てるルートとして、習近平政権による統制のターゲットとなったのが、NGOである³。習近平政権は2014年5月から7月にかけて、内密に「境外」NGOと国内の組織・個人との関わりに関する全面的な調査を実施した⁴。そして調査の結果に基づき、民政部は、2016年3月より続けて13回にわたり、計1287の「離岸社團」、「山寨社團」の名簿を公表し⁵、取り締まりを強化した。

「境外」NGOを管理するための法も作られた。2014年12月、第12期全国人民代表大会常務委員会第12回会議に「境外非政府組織管理法案」が提出され、その後検討と修正を経て、2016年4月、「中華人民共和国境外非政府組織境内活動管理法」として採択された（2017年1月より施行）。本法は、第5条に「中国国内での活動において、違法行為、中国の国家統一・安全・民族団結に対する危害、中国の国家利益や国民の合法的権利利益の侵害、営利活動・政治活動への従事・支援、宗教活動への非合法的な従事・支援は禁止される」と明記したほか、「境外」NGOについては、民政部門ではなく公安部門への登記を義務付けるとともに、活動の資金源や収支状況について詳細な開示を求めた⁶。

こうした動きと合わせ、「境外」とつながりの深いNGO関係者の摘発も相次ぎ、NGOを通じた「境内外」の繋がりは弱められた。

(c) インターネットに対する規制

習近平政権が、「西側」による「和平演変」のいま一つの主要な手段とみなしているのが、インターネットである。インターネットに関しては、2017年から18年にかけて、「サイバー・セキュリティ法」（2017年6月施行）のほか⁷、改正「インターネットニュース情報サービス管理規定」（2017年6月施行）⁸、「インターネットコメント書き込みサービス管理規定」（2017年10月施行）⁹、「ミニブログ情報サービス管理規定」（2018年3月施行）等が施行された¹⁰。これら法規の整備により、インターネットにおける様々な情報発信に関し、投稿者の資格要件と実名登録義務が厳格化され、社会主義に沿わず、「正しい」世論を導かず、国家利益や公共の利益にそぐわない内容が投稿された場合には、プロバイダが即時削除し、その記録を主管部門に報告することが義務付けられた。

以上に示された動向からは、習近平政権が、アメリカおよび「西側」諸国が仕掛けている「和平演変」に警戒し、体制を防御するための手立てを講じてきたことが分かる。

(2) 統治システムへの自信

他方、習近平政権は2016年以降、次第に自らの統治システムへの「自信」を、より明確なメッセージとして打ち出すようになったように見受けられる。

習近平は、中国共産党設立95周年の祝賀大会(2016年7月1日)において、党員に対し「四つの自信」——中国の特色ある社会主義の道への自信、理論への自信、統治システムに対する自信、文化に対する自信を堅持するよう求めた¹¹。中でも、統治システムに対する自信は、中国的統治に新たな境地を切り拓く基礎とされる。

共産党の理論誌である『求是』および各紙には、「西側」世界の混乱と対比させながら、中国の統治システムを称揚する記事が数多く掲載された。例えば、『求是』(2017年15号)に掲載された張維為(復旦大学中国研究院院長)による「『西側』の乱と中国の治の制度的原因」と題する論考は、2016年以降の「西側」世界の混乱を、欧米諸国が推進してきた新自由主義によるグローバル化と、資本利益を最大化するように作られたリベラル・デモクラシーとを柱とする発展モデルの危機として捉える。筆者曰く「西側」の統治制度の下では、異なる利益を代表する複数の政党や集団間の駆け引きの中で、国家の方向性が失われがちになるのに対し、中国では、共産党という一つの政党があらゆる利益を代表し、賢明な施政を行うことにより、新自由主義がもたらす民粹主義、近視眼的発想、社会の対立、条文主義などの弊害を克服することができる。また、「西側」の主導する新自由主義が、経済に対するマクロコントロールを失調させ、金融危機や庶民の所得の低迷をもたらす傾向にあるのに対し、中国の社会主義市場経済は、市場経済を通じて資源配置の最適化を追求すると同時に、社会主義によって公平正義を保障することができる。社会統治においても、個人の権利を優先させ、国家の役割を限定する「西側」の自由主義が、経済の衰退期に際し格差や対立を助長してしまうのに対し、党・政府が主導し、社会が協同し、公衆が参加する中国の統治モデルにあっては、福祉の充実と治安の維持が実現される。そのような優れた制度があったからこそ、中国は台頭できたのであり、今や中国の知恵と経験と理念は「一帯一路」の実施に伴い世界へと拡大しつつあるのだ、と¹²。

2019年10月の中国共産党第19期中央委員会第四回全体会議(中共19期四中全会)で採択された「中国の特色ある社会主義制度を堅持し改善し、国家統治体系および統治能力の現代化を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」も、自信をもって「西側」と異なる独自の国家統治のあり方を追求する姿勢を改めて明記したものであった。同「決定」では、習近平政権が推進する「中国の特色ある社会主義制度」について、党が「顕著な優勢」と考える13の項目が列挙された。①党の集中的、統一的領導を堅持し、党の科学的理論を堅持することにより、政治の安定を維持し、国家が一貫して社会主義へと邁進することができるという点、②人民が主人公となれる制度であること、③法による統治を堅持することにより、社会の公平正義と人々の権利を保障することができる点、④重要な目的に向かって挙国体制を創出できるという点、⑤中華民族意識を発揚できるという点、⑥社会主義と市場経済を有機的に結びつけることにより生産の発展を達成できるという点、⑦全人民が共通の理念、価値、道徳、さらには中華の優秀な伝統文化、革命文化、社会主義先進文化の下に思想的、精神的団結を達成できるという点、⑧民生と福祉の向上を図ることができる点、⑨弛まぬ姿勢で改革を推進できる点、⑩有能な人材を育成し、登用できるという点、⑪軍の党・人民への絶対的忠誠を堅持できるという点、⑫「一国二制度」に

より祖国の統一を推進できるという点、⑬独立自主と対外開放を結びつけ、グローバル・ガバナンスに貢献できるという点である。これらの点における制度的優位に自信をもち、優れた制度に即した理想的統治を実現するためのタイム・テーブルとして、2021年（結党100周年）までに明らかな成果をあげ、2035年までに基本的な実現を達成し、2049年（建国100周年）までに全面的な完成に至るという目標が掲げられた¹³。

無論、このような自信の顕示は、経済成長の鈍化、米中対立、少数民族問題、香港問題、新型コロナウイルスの問題など国内外に様々な課題を抱える中で、一党支配の正当性を獲得し、党内・国内の団結を導くための強気の演出という側面もあるだろう。しかし同時に、中国は、欧米が主導する既存の価値体系やそれに基づく制度が揺らぎつつある機を捉え、リベラル・デモクラシーに替わる対抗規範を打ち立て、規範構築の面においても大国としての地位を獲得したいという対外的意図を強めつつある。グローバル・ガバナンスにおける中国の影響力が増大しつつある今日、我々は自らの問題として、中国の目指す統治システムの内容を精査するべきだろう。

2. 習近平政権の目指す社会統治

それでは、習近平政権が推し進める統治とは、具体的にどのようなものなのであろうか。本節では、社会統治——具体的には、社会团体および地域社会に対する統治——の構想および政策動向に焦点を当てて論じたい。

(1) 党の領導の徹底

習近平政権の志向する統治において、最も特徴的なのが、あらゆる面における党の領導の徹底である。この姿勢は、中国共産党第19回全国代表大会にて採択された「中国共産党章程」に、「党政軍民学の各方面、東西南北中の一切を党が領導する」というフレーズが盛り込まれたことに象徴されている¹⁴。この方針に基づき、習近平政権下では、党の規律の強化と党中央から地方、末端の党組織に及ぶ垂直的指導体制の強化が推し進められてきた¹⁵。

規律の厳格化については、2012年12月に習近平により中央政治局会議が招集され、会議の短縮、無駄な文書の廃止、外出時の随行者の削減、公用車利用の厳格化など、工作の作風を改善し、民衆と結びつくための8項目が取り決められた¹⁶。また2013年6月の党の大衆路線教育実践活動工作会議では「四つの気風（四風：形式主義・官僚主義・享楽主義・贅沢浪費の風潮）」を戒めるとの方針が確認された。中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議では、「新情勢下における党内政治生活に関する若干の準則」および「中国共産党党内監督条例」が制定された¹⁷。同時に、「法治」および制度化の重要性が掲げられ、党の恣意的な権力の行使に歯止めをかけ、党が法を用いて社会を統治する方向が目指された。

合わせて、黨員には、思想・政治・行動における党中央との高度の一致を維持し、党中央および全党の「核心」としての習近平の地位を断固として擁護するよう求められた。さらには、中央から地方・末端に至る党の一体性を保証するべく、「巡視」・「巡察」を通じた党内の規律検査制度を構築した。中央規律検査委員会の権限を強化するとともに、2015年8月と2017年7月の二度にわたり「中国共産党巡視工作条例」を改正し、中央、省・自治区・直轄市から市・県レベルに及ぶ「巡視」・「巡察」と呼ばれる規律検査システムを整備していった¹⁸。中国共産党第19期全国代表大会で習近平は、「政治巡視を深化させ、問題を発見し、

震え上がらせる手法を堅持し、巡視・巡察を通じ上下が連動した監督網を打ち立てる」とし¹⁹、その徹底した執行を求めた。

(2) 社会団体の統治

(a) 社会団体に対する支持と統制

先述のとおり、習近平政権は「境外」NGOをはじめ、「西側」の価値観の潜在的媒体となりうるアドボカシー団体には取締り強化の方針で臨んだが、他方、「非政治的」でかつ中国経済や人々の福祉に役立つ社会団体に関しては、その活動を支える政策を打ち出した。第12期全国人民代表大会第一回会議（2013年3月）を受け、同月に開催された国務院常務会議では、業界団体・商会、科学技術、慈善、コミュニティサービスの領域で活動する社会組織を重点的に育成し、優先的に発展させる方針が確認された。これらの団体に限っては、登記手続きを簡略化し、業務主管単位（主務官庁）の審査・批准を経ることなく、直接民政部门で登記をしてもよいとの方針が示された²⁰。また、財政による活動経費の補助や政府による業務委託の推進、税制面での優遇についても具体的方針が示された。「中華人民共和国慈善法」（2016年9月施行）では、寄付行為にともなう企業所得税の控除等について規定がなされた²¹。

他方、党組織の建設を通じた社会団体に対する監視体制の強化が目指された。2015年5月には、中央政治局会議で「中国共産党党組工作条例（試行）」が採択され、国家機関、人民団体、経済組織、文化組織、社会組織およびその他の組織全般に党組を建設し、社会団体に対する党の領導を強化せねばならないとの方針が打ち出された²²。さらに同年9月には、中共中央弁公庁より「社会組織における党の建設工作の強化に関する意見（試行）」が發布され²³、中央国家機関工作委員会、中央直属機関工作委員会、国務院国有資産監督管理委員会の党委員会および省・市・県レベルの党政部門がそれぞれ社会組織党建設工作機構を設置した。2016年9月には、民政部が「社会組織成立登記時に党建設工作进行することに関わる問題に関する通知」を発し、新たに社会組織の設立を申請する際の、党建設工作承諾書と黨員状況調査票の提出を義務付けた²⁴。

(b) 業界団体に対する党の領導

団体に対する党の領導の強化は、業界団体において顕著に見られる²⁵。習近平政権は、業界団体が官僚的仲介組織として、不合理な許認可制度を温存させ、腐敗の温床となり、市場改革を妨げているという批判の高まりを受け²⁶、業界団体と行政機関との切り離しに踏み切った。中共中央弁公庁・国務院弁公庁が公布した「業界団体・商会と行政機関の切り離しに関する総合方案」（2015年7月）と民政部・国家發展改革委員会による「全国性業界団体・商会と行政機関の切り離し試行工作をしっかりと実施することに関する通知」（2015年7月）に基づき、同年11月から3期にわたり、計438の国家レベルの業界団体について、人事、財務両面での切り離しの試行工作を断行した²⁷。さらに各省でも、副省級以上の指導者の統括の下、組織部門・編制部門、發展改革部門、民政部門、財政部門などで構成される切り離し工作組が結成され、2019年6月時点で、計5318の省級業界団体・商会の切り離し工作が達成された²⁸。

政府行政機関との切り離しと同時に進められているのが、業界団体に対する党の領導の

強化である。業界団体と行政機関の切り離し工作にあたっては、中央組織部により「全国性業界団体・商会と行政機関の切り離し後の党建設工作管理体制の調整に関する弁法（試行）」（2015年7月）が發布され、切り離し工作与連動した党建設の徹底が目指された。党建設の原則は、党規約に従い、3名以上の党員を有する団体は単独で党組織を建設しなければならないが、党員が3名未満の場合には、いくつかの団体が共同して（ないしは業界として共同して）党組織を建設してもよいとされる。こうした原則の下、あらゆる団体が党組織を備える状況が目指され、団体の年次検査の際には、党組織の建設状況が重要な評価基準の一つとなった。

業界団体における党建設が、団体の運営にどのような影響を与えるのかは、現段階で不明である。しかし、より具体的な青写真は、『『党の領導を強め、業界が自律的に腐敗予防工作の領域の開拓を推進することに関する実施意見』を發布することについて』の中共深圳市紀律検査委員会・中共深圳市非公有制経済組織及び社会組織工作委员会・深圳市民政局の通知」（2018年3月23日）から窺い知ることができる²⁹。まず業界団体における党建設の目的として、同通知は、「党の厳格な統治を全面的に深く推進し、非公有制経済組織および社会組織領域の腐敗予防工作の新しい道を模索し、『親しくも清廉な（中国語で「親清」）』新型政商関係を構築する」ことを挙げている³⁰。そしてその意義については、「業界団体・商会において業界の自律を深く展開し、市場秩序を規範化し、公平な競争を擁護し、信用（中国語で「誠信」）体系建设を加速度的に進め、『親しくも清廉な』政商関係を構築し、業界の健全な発展と業界従事者の健康な成長を促進する」ところにあるとしている。

党建設によって「親しくも清廉な」政商関係を築くための具体的な方法として挙げられているのが、党による人事と情報の掌握である。まず人事に関しては、各業界を主管する政府部門に対し、政府機関職員あるいは退職した職員の中から優秀な者を選び、党委員会組織部門の同意を得たのちに、影響力が大きい業界団体・商会の党組織、あるいは党建設の面で立ち遅れている業界団体・商会の党組織に派遣し、第一書記として業界の党建設の強化および業界の清廉化に向けた自律工作进行を担当させるよう求めている。さらに、党組織が建設・整備されたならば、その構成員による業界団体・商会領導ポストの兼任、党紀律検査委員会書記（あるいは委員）による業界団体・商会の監事長（あるいは監事）の兼任を推進するとともに、党組織書記による団体管理層の関係会議への参加（あるいは列席）、業界団体・商会の非党員指導者による党の活動への参加を促すことにより、団体の指導者と党組織の指導者の実質的な一体化を求める内容となっている。さらに、業界団体の優秀な党务工作者・党員および党建設工作に協力的な業界団体の責任者については、「両新」組織党工作委员会および社会組織党委员会の意見を踏まえて³¹、各級党代表大会代表、人民代表大会代表、政治協商會議委員、あるいは労働模範に推薦するといった内容も記載されている。そして、団体の党組織には、業界内の信用体系の建設を担う「業界廉潔従業委員会」ないしは「業界自律委員会」などと称される自律機構を設立することが求められている。当該自律機構の主要責任者は、党組織責任者（業界紀律検査委員会を設立している場合は紀律検査委員会書記）自らが兼任し、他の構成員の人選については、業界団体の党組織が提案し、業界の主務官庁および深圳市社会組織党委员会が審査し、団体規約に基づいて会員（代表）大会の採択に諮り、結果を業界主務官庁・深圳市「両新」組織党工作委员会・市社会組織党委员会・深圳市「両新」組織紀律工作委员会に報告する。業界自律機構

は団体理事会内に設置され、日常工作は団体の秘書処が専従の職員を指定して担当させる。自律機構の具体的な業務は、業界団体党組織の領導の下で、①業界内の規約改正を通じて、会員企業の生産・経営行為を厳格に規範化すること、②業界内の職業道德準則を制定し、業界の従業員の職業行為を規範化し、各種の賄賂行為を明確に禁ずるとともに、従業員の思想的・道德的資質を全面的に向上させること、③反腐敗教育を展開すること、④業界紀律の執行に責任を負い、規約違反行為や、業界の職業道德準則に反する行為を犯した会員単位や個人に対し、罪状の軽重に照らして警告、業界内通報批判、公開譴責、会員資格の抹消、関係部門への通報などの懲戒措置を講ずること、⑤深圳市の「反賄賂管理体系」に基づき、業界の賄賂反対管理体系を建設することである。

情報の掌握に関しては、「インターネットプラス」政策を推進する過程で、各業界団体が信用情報収集基準に基づき、ビッグデータを使って会員企業や業界に従事する人々について信用記録（中国語で「信用档案」）を作り、ウェブサイトやウィチャットのプラットフォームを通じて業界規約や会員企業の信用情報を公開するよう、その際に各級政府部門との協力の下、行政認可や行政処罰情報を入手し、併せて開示するよう求めている。こうした作業を経て徐々に政府部門、信用サービス機構、金融機関、業界団体などによる情報共有メカニズムを形成し、業界に関わる信用情報と政務に関わる信用情報を融合させ、信用「紅黒名簿」制度を打ち立てることが掲げられている。文化大革命期に蔓延した出身系統の分類方法——「紅五類」（よい階級：革命幹部、革命軍人、革命烈士、工人、農民）と「黒五類」（悪い階級：地主、富農、反革命分子、破壊分子、右派）を想起させる「紅黒名簿」制度は、市場管理や公共サービスの面において、「紅色」会員企業に対しては必要手続きを簡略化する、逆に信用の低い企業に対しては、法や規約に基づき、行政、市場、業界、社会のあらゆる面で懲戒措置を講ずるなどの方法で運用されるという。

（3）地域社会の統治

社会団体の統治と並び、習近平政権が権限やリソースを重点配分して取り組もうとしているのが、地域社会の統治の改善である。市レベルの行政単位で、統治の改善への主体的取り組みが期待されている³²。

地域社会の統治のあり方としては、「自治・法治・徳治の結合した統治体系」を構築することが謳われている³³。「自治」として、大衆自治組織や住民の主体的参加を最大限動員する新たな社区統治が目指される。ここで称揚されているのが「楓橋経験」の堅持と発展である。「楓橋経験」とは、元々は1963年、社会主義教育運動の展開過程で、謝富治（公安部長）の主導の下、浙江省諸暨県楓橋区が他に先駆けて社会主義教育工作隊を作り、大衆を組織し階級闘争を展開し、毛沢東の称賛を得たという「経験」である。それが、1990年代になって、治安維持（中国語：「维稳」）の模範例として取り上げられるようになり、習近平もまた、「楓橋経験」の堅持と発展を指示した。この文脈において、同「経験」は、基層社会の管理において、党の政治的優位性を十分に発揮し、基層組織と大衆に依拠して、当地で発生した各種の問題を萌芽のうちに主体的に解決し、社会の治安を促進した模範例として称揚されている。

「法治」により目指されているのは、土地の収容、立ち退き、住区の駐車管理・ゴミ回収など、本来法的に解決できる基層社会の問題について、法による統治を徹底できるよう、市範囲

で、必要な法律規範体系を打ち立てるとともに、人々の遵法意識を高めることである。地域社会および家庭における会計書士や法律家の活用も呼びかけられている。

「徳治」は、社会統治の文脈においては、「有徳者による人治」という意味ではなく、社会、家庭、住民一人一人の間に道德意識を育むことにより、基層社会の紛争を予防し、社会の安定と公序良俗を確保することを意味する³⁴。社会主義の核心的価値を実現するべく、社会道德を打ち立て、市単位のメディア宣伝メカニズムを改良するとともに、社会、学校、家庭による德育ネットワークを構築することが謳われる。

「自治・法治・徳治の結合した統治体系」の構築を支えるための道具として掲げられているのが、情報通信技術を駆使した社会統治の「知能化」である。情報インフラ、インターネット、議事プラットフォーム、データ共有システムの整備を進め、社会信用管理、ビッグデータや人工知能の運用によって、政策の合理性、正確性、実効性を高めていくことが目指される。

以上を踏まえて明らかになるのは、地域社会の統治の最大の目的が、治安の維持にあることである。何より優先されるのは社会の安定であり、自治・法治・徳治のいずれも、「摩擦や紛争に対する多元的予防処理解決総合メカニズム」を構築するための手段に過ぎない。そのことは、市を単位とする社会統治の総合計画が、党の政法委員会の統括により進められてきたことから明らかである。2019年12月3日には、中央政法委員会の主催により、全国市域社会統治現代化工作会议が開催された。同会議では、郭声琨（中央政法委員会書記）が挨拶し、陳一新（中央政法委員会秘書長）が、全国の市を単位とした社会統治の現代化に関する試行工作实施方案について説明した。陳によれば、同工作の総合計画を立案したのは中央政法委員会であり、今後は、中央・省・市の党委員会政法委員会が実施の主導的役割を担うことになる³⁵。

いま一つの特徴は、社会における規律や道德、公序良俗といった人の精神生活や心理に及ぶ側面が重視されているということである。それを象徴するのが、近年進められている社会心理サービスの普及である。これは、社区レベルに心理カウンセリングを受けられる場所を拡充し、必要時には危機介入を行うべく進められているプロジェクトであり³⁶、2016年に中央政法委員会・中央社会治安综合治理委員会により12の社会心理服务体系建设工作連絡所が建設されたのを起点とする。その担い手を見ても、また「危機介入」という手段が前面に打ち出されている事実を見ても、主たる目的が治安の維持にあることは明らかであろう。習近平政権は、社会の安定を実現する手段として、個々の人間の心にまで管理の手を伸ばそうとしているのである³⁷。今日中国では、思想・言論の自由が抑制され、自律的社会が未成熟／あるいは人為的に抑制されている状況において、治安の維持を最優先させ、思想の統一や規律の強化を目指す一連の政策が実施されつつある。こうした中で、道德教育や心理カウンセリングは、結局のところ、受動的大衆を支配し、統制し、動員するための道具となり、権力側の意図と相容れない発想や心の動きを、治安を乱す危険要素として排斥する全体主義的統治へと社会を導く手段と化してしまうのではないか。このような懸念がつきまとう。

むすび

上記のように、習近平政権が推進する社会統治とは、高度に一致した思想と厳しい規律により統合された党が「核心」となって運営される統治である。そこでは、党の紀律検査委員会が主導して業界を管理することにより市場が機能し、党の政法委員会が主導して、治安の維持を最優先に、ビッグデータや人工知能を活用しながら自治、法治、徳治の結合した地域社会を創出する。規律と道徳により社会は安定し、何か問題が起こっても、法的手段で、あるいは基層社会の様々なプラットフォームを利用して萌芽のうちに解決が図られる。規律ある市場と、党の適切な政策により、公平かつ活力のある経済が生まれ、国は発展する。習近平政権は、このような統治モデルを、新自由主義に基づく「西側」の発展モデルの対抗規範として、自信を持って推進しようとしているのである。

無論、現実を見れば、果たしてこのような構想が、2049年までに全面的に達成されるかどうかは難しいと言わざるを得ないだろう。しかし、こうした習近平政権の統治構想を、実現不可能であるとして、あるいは単なるディストピアであるとして切り捨てることは、世界の分断を招くのみである。我々が行うべきは、上記の統治構想について、いかなる点において問題を共有でき、いかなる点においてその価値を受容できないのか、それは何故なのかについて、突き詰めた議論を展開することではないだろうか。

参考文献

- 陳雪峰「社会心理服務体系建設的研究與実践」『中国科学院院刊』2018年33巻3号。
 馮虞章「怎樣認識所謂「普世價值」、『人民日報』2008年9月10日。
 黃浩明「建立自治法治德治的基層社会治理模式」『行政管理改革』2018年第3期。
 教育部鄧小平理論・「三つの代表」研究中心、「關於『普世價值』的若干問題」、『求是』2008年第22期。
 張維為「西方之乱與中国之治的制度原因」『求是』2017年15号（求是網 http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2017-08/02/c_1121422337.htm）。
 Buckley, Chris, “China Takes Aim at Western Ideas”, *The New York Times*, Aug. 19, 2013, https://www.nytimes.com/2013/08/20/world/asia/chinas-new-leadership-takes-hard-line-in-secret-memo.html?_r=0

— 注 —

- 馮虞章「怎樣認識所謂「普世價值」、『人民日報』2008年9月10日。教育部鄧小平理論・「三つの代表」研究中心「關於『普世價值』的若干問題」、『求是』2008年第22期。
- Buckley, Chris, “China Takes Aim at Western Ideas”, *The New York Times*, Aug. 19, 2013, https://www.nytimes.com/2013/08/20/world/asia/chinas-new-leadership-takes-hard-line-in-secret-memo.html?_r=0（2020年1月20日最終閲覧）
- 習近平政権発足に先立つ2012年3月、中国民政部主管の中民慈善寄付情報センターが「米国 NGO の中国での慈善活動に関する調査」を公表した（「美国 NGO 在華活動調查」<http://www.51fenghuang.com/news/fengmianangushi/1018.html> 2018年1月20日最終閲覧。現在は閲覧不能）。これは、中国各級政府監督管理部門が公開している登記データ、中国で活動している米国 NGO のウェブサイト、さらには米国国税庁、米国統計局、米国基金会センター（Foundation Center）、米国慈善統計センター（the National Center for Charitable Statistics）、米国慈善ナビゲーター（Charity Navigator）のウェブサイト等を調査し、中国における米国 NGO の活動実態を把握しようとしたものであった。調査結果によれば、改革開放以降、中国で活動を展開してきた米国 NGO は、約1000団体（そのうち、公益慈善団体が約500団体、

商会・業界団体が約 500 団体)に達する。中国で活動する米国 NGO が 2009 年に米国国税総局に提出した資料によると、その本部の資金源は、44% が財団から、24% が公衆の寄付、16% が政府資金、9% がその他の収入(投資あるいは利息)、6% が会費あるいはサービス費用、1% が企業からの寄付であった。2009 年度に米国政府の資金が当該団体の年度収入の 80% 以上を占めている米国 NGO は、米国発展基金会、米国全国国際事務民主学会、ユニオン・センター、Care USA、米国家庭健康国際、および RTI International などであった。1988 ～ 2009 年の 10 年間について、中国における投資総額が多い米国 NGO は、順にフォード財団(16923.32 万ドル)、米国中華医学基金会(9685.28 万ドル)、ビル・メリンダ・ゲイツ財団(8938.4 万ドル)、エネルギー基金会(6511.68 万ドル)となっており、米国 NGO から資金を受領した中国の機関については、順に中華人民共和国衛生部(55945722 ドル)、北京大学(24395059 ドル)、中国社会科学院(22938628 ドル)であった。そのほか、個別案件として、フォード財団が、呉敬璉、周小川らによる「中国経済体制改革のグランドデザイン」および「中国税制体系・公共財政の総合分析と改革設計」課題プロジェクトに資金支援し、中国の政治経済改革の重要アジェンダの検討に参加したこと、カーター・センターが、「中国選挙プロジェクト」を展開し、4 省の農村において村民委員会選挙プロセスの改善、村務官員の研修を行ったほか、民政部と相互に中国基層選挙およびアメリカの総選挙の視察訪問団を組織したことなどが紹介された。

- 4 「境外」NGO には、諸外国に本部をもつ NGO に加え、台湾、香港等の NGO も含まれる。2014 年 6 月 17 日、山西省「運城市陽光農廉網」の政務公開コラムに「中央国家安全委員会の統括の下、2014 年 5 月から 7 月末にかけて境外 NGO 組織の中国での活動状況について全国規模の全面的な調査を実施する」というニュースが公表されたが、公表後直ちに削除された(「山西網站披露国安委正部署調查境外 NGO」BBC 中文版 https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2014/06/140620_cn_shangxi_websitengo 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。全国人民代表大会によると、2016 年 4 月時点で、「境外」に本部を持ち、境内で活動している NGO の数は、環境、教育などの分野を中心に、7000 以上存在していた(『日本経済新聞』2016 年 4 月 29 日)。
- 5 「民政部公布第 13 批“離岸社團”“山寨社團”名單」(中華人民共和國中央人民政府ホームページ http://www.gov.cn/xinwen/2016-10/12/content_5118194.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。「離岸社團」、「山寨社團」とは、登記条件の緩い「境外」で登記し、境内で活動する団体であり、多くが「中国～協会」「中華～研究中心」などという名前を冠して会員を募り、会費や研修費、業務許可証発行費用などを徴収しているが、実質的には営利活動をし、私腹を肥やしていると説明されている(<https://baike.baidu.com/item/離岸社團>)。
- 6 全文は「中華人民共和國境外非政府組織境内活動管理法」(中国憲治網 <http://www.calaw.cn/article/default.asp?id=12985> 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 7 全文は「中華人民共和國網絡安全法」(中共中央網絡安全和信息化委員會弁公室ホームページ http://www.cac.gov.cn/2016-11/07/c_1119867116.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 8 全文は「互聯網新聞信息服務管理規定」(中共中央網絡安全和信息化委員會弁公室ホームページ https://www.cac.gov.cn/2017-05/02/c_1120902760.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 9 全文は「互聯網跟帖評論服務管理規定」(中共中央網絡安全和信息化委員會弁公室ホームページ https://www.cac.gov.cn/2017-08/25/c_1121541842.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 10 全文は「微博客信息服務管理規定」(中共中央網絡安全和信息化委員會弁公室ホームページ https://www.cac.gov.cn/2018-02/02/c_1122358726.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 11 「習近平：在慶祝中國共產黨成立 95 周年大會上的講話」(新華網 http://www.xinhuanet.com/politics/2016-07/01/c_1119150660.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 12 張維為「西方之亂與中國之治的制度原因」『求是』2017 年 15 号(求是網 http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2017-08/02/c_1121422337.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 13 「(受權發布)中共中央關於堅持和完善中國特色社會主義制度推進國家治理體系和治理能力現代化若干重大問題的決定」(新華網 2019 年 11 月 5 日 http://www.xinhuanet.com/politics/2019-11/05/c_1125195786.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 14 全文は「受權發布：中國共產黨章程」(http://www.xinhuanet.com/politics/19cpcnc/2017-10/28/c_1121870794.htm 2020 年 1 月 31 日最終閲覧)。
- 15 詳細は、小嶋華津子「習近平政権下の政治——集権化とその意味——」(財務省財務総合政策研究所編『フィナンシャル・レビュー』令和元年第 3 号(通巻第 138 号))を参照のこと。
- 16 「中共中央政治局召開會議審議關於改進工作作風，密接聯繫群眾的有關規定 分析研究二〇一三年經濟

- 工作」(<http://cpc.people.com.cn/n/2012/1205/c64094-19793530.html> 2020年1月31日最終閲覧)。
- 17 全文は「關於新形势下党内政治生活的若干準則(全文)」(新華網 http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/02/c_1119838382.htm 2020年1月31日最終閲覧)、「中国共产党党内監督条例(全文)」(新華網 http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/02/c_1119838242.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 18 「中国共产党巡視工作条例(全文)」(共產黨員網 <http://news.12371.cn/2017/07/14/ART11500037507858103.shtml> 2020年1月31日最終閲覧)。「巡視」とは、党中央および省・自治区・直轄市党委員会が、「巡察」とは市・県レベルの党委員会が、一～二級下の行政レベルの党委員会、人民代表大会常務委員会、政府、人民政治協商會議黨組、司法機關、所管する企業や団体などに対し実施するものである。
 - 19 「習近平在中国共产党第十九次全国代表大会上的報告」(人民網 <http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html> 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 20 「李克強主持召開國務院常務會議 重点研究推進政府職能轉變事項」(中華人民共和國中央人民政府網 http://www.gov.cn/jdhd/2013-03/18/content_2356908.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 21 「慈善法立法」(中国人大網 http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/lfzt/rlyw/node_28594.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 22 本条例は、修正をへて2019年4月に「中国共产党黨組工作条例」として發布された。全文は、「中共中央印發『中国共产党黨組工作条例』」(中華人民共和國中央人民政府網 http://www.gov.cn/zhengce/2019-04/15/content_5383062.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 23 「中共中央弁公庁印發『關於加強社会組織党的建設工作的意見(試行)』」(中華人民共和國中央政府網 http://www.gov.cn/xinwen/2015-09/28/content_2939936.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 24 「民政部關於社会組織成立登記時同步開展党建工作有關問題的通知」(中華人民共和國民政部 <http://www.mca.gov.cn/article/gk/wj/201609/20160915001949.shtml> 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 25 中国の業界団体は、2014年末時点では約70,000団体を数える。国家レベルの業界団体のみを見ても、会員企業数は298.2万企業、総資産額は168.8億元に達するという(「民政部解析行業協會商会與行政機關脱鉤『方案』：脱鉤不脱管監管防真空」『中央政府門戶網站』http://www.gov.cn/zhengce/2015-07/09/content_2894265.htm 2019年1月31日閲覧)。
 - 26 中国の多くの業界団体は、1990年代の大規模な政府機構改革において機構の縮減圧力を回避するために、政府機構の一部を切り離して看板を付け替えただけのものも多い。業界団体に求められた機能は、概ね次のようなものであった。第一に、政府と業界・企業を取り次ぐパイプとして、政府の打ち出す業界發展計画や産業政策、行政法規が業界内にて徹底されるよう協力すると同時に、政府に業界としての共通利益を表明することである。第二に、業界内の企業による経営活動に対し、必要な規範や規則を制定し、実施することである。例えば、サービスや製品の品質を保証するべく共通の基準や認定資格・生産／輸出入許可証制度を設けたり、業界内の公正な競争を維持するために違法行為や規律違反行為に対する罰則規定を制定・実施したりすることが求められた。第三に、業界の發展のために必要な統計分析や基礎調査を行い、それを社会に開示するとともに政策提言を行うことである。第四に、業界内の企業等に対し、情報コンサルティングサービスや研修、見本市開催などのサービスを提供することである。しかし実際には、政府の權威を笠に着て、企業が様々な許認可を得るための手続きを独占的に代行することにより生き延びてきた団体も少なくない。
 - 27 切り離し工作の対象となった団体の名簿は、「民政部公布(第一批)148家全国性行業協會商会脱鉤試点名单」(江蘇省消防協會ウェブサイト：<http://www.jfpa.com.cn/hylt/show/4391.aspx>)、「行業協會商会與行政機關脱鉤聯合工作組關於公布2016年全国性行業協會商会脱鉤試点名单的通知」(<http://www.chinanpo.gov.cn/600101/97391/newstgindex.html>)、「2017年全国性行業協會商会脱鉤試点名单(第三批)」(『中国新聞網』<http://www.chinanews.com/gn/2017/02-10/8146648.shtml>)にある。
 - 28 「要全面推開協會脱鉤改革」(中華人民共和國中央人民政府 http://www.gov.cn/zhengce/2019-06/20/content_5401719.htm 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 29 「中共深圳市紀律檢查委員會中共深圳市非公有製經濟組織和社会組織工作委員會深圳市民政局印發『關於加強党的領導推進行業自律拓展預防腐敗工作領域的實施意見』的通知」(深圳市物業管理行業協會 <http://www.szpmi.org/portal/article/index/id/827/cid/73.html> 2020年1月31日最終閲覧)。
 - 30 「親清」というフレーズは、2016年3月、習近平が第12期全国政治協商會議第四回會議の中国民主建國會及び工商業連合会の共同討論に参加した際に、新しい政商関係のあるべきかたちとして提起したものである。
 - 31 「両新」組織とは、私営企業・外資企業・株式会社など非公有製經濟組織および社会团体・民弁非企業

単位などの社会組織を指す。

- 32 なぜ「市」が統治改革の基本単位とされたのかについては、比較的完備された社会統治体系、社会問題を解決するために必要なリソースと能力を有しており、リスクを萌芽のうちに解消し、基層で解決する効果的政策をとれることが指摘される（『推進新時代市域社会治理現代化』2018年7月17日 新華網：http://www.xinhuanet.com/politics/2018-07/17/c_1123134917.htm 2020年1月31日最終閲覧）。
- 33 「自治・法治・徳治」の取り組みが全国に先駆けて行われた事例として、しばしば言及されるのが浙江省桐郷市における取組み（2013年～）のケースである。同市ではまず、基層自治組織が履行すべき事項（36項目）及び政府に協力すべき事項（40項目）を明確化することにより、職責を明確化した。また、「百姓議事会」、「郷賢人參事会」、「陽光議事庁」、「房間論壇」など様々な人々が議事に参加するためのプラットフォームを構築するとともに、支援基金や市・鎮の社会組織服務中心を通じた「百時服務団」などの村レベルの社会組織を育成した。「法治」に関しては、「法的精神」についての教育を推進し、法律顧問制度を打ち立てた。法律専門家・弁護士・政法関係者などにより、百を超える市・鎮・村の各レベルに法律服務団、「法治駅」站」「義工法律診所」などの社区組織を建設した。「徳治」に関しては、冠婚葬祭における張り合いと浪費の現象に対し、「文明批判」運動と「村規民約」作成の取り組みを行い、良好な秩序の形成に成功したと報じられている（『南方週末』2018年8月23日）。
- 34 黄浩明「自治法治徳治の基層社会統治モデルを構築する」人民網 来源：『行政管理改革』2018年第3期。
- 35 「陳一新就全国市域社会治理現代化試点工作实施方案作説明時指出以新理念新思路新方式開展試点」2019年12月3日（中華人民共和國最高人民法院ホームページ <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-205351.html> 2020年1月31日最終閲覧）。
- 36 危機介入とは、コミュニティ心理学において、危機状態に陥ったクライアントに対し、急性の心理社会生物学的ストレス反応を提言したり安定させたりする応急処置を施すことを指す。
- 37 中国科学院心理研究所の陳雪峰（研究員）は、「現在、我が国の社会心理サービスシステム建設の核心は、心理健康サービスを通じて、人民の心理的健康のレベルを向上させ、社会の和諧安定發展を促進することである」と述べている。
- 陳雪峰「社会心理服務体系建設的研究與實踐」『中国科学院院刊』2018年33卷3号。